



すくも市議会だより

第72号

■ 編集 議会だより編集委員会 ■ 発行 宿毛市議会

定例会の概要

第一回定例会は、平成二十六年三月四日に開会し、二十三日間の会期で二月二十六日に閉会しました。

議案の主な内容は、次のとおりです。

当初予算

◎一般会計(議案第十五号)

平成二十六年一般会計予算は総額で、百十二億四千九百四十三万一千円で対前年比一一・三パーセントの増となっています。(詳細は、二～三ページをご参照ください。)

条例

◎宿毛市地域包括支援センター

の職員及び運営に関する基準を定める条例の制定について

◎宿毛市指定介護予防支援等の

事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護

予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について

◎宿毛市指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

◎宿毛市指定地域密着型介護予防サービスの人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について

いずれも「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の成立により、これまで関係法律で定められていた事項が、市町村の条例において制定することになったことから、これまでの国の基準に準じて条例を制定及び改正をしようとするものです。

◎宿毛市立体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

旧田の浦小学校跡地に小築紫保育園を建設することに伴い、田の浦体育館を取り壊し

する必要がありまので、本条例から「田の浦体育館」の項目を削除しようとするものです。

その他

◎宿毛市名誉市民の選定につき同意を求めることについて

株式会社小松製作所の代表取締役会長などを歴任された萩原敏孝(はぎわら としたか)氏を本市の名誉市民として選定することについて、「宿毛市名誉市民条例」の規定により議会の同意を求めらるるものです。

◎財産の取得について

宿毛市土地開発公社との間で、宿毛市平田町戸内字雁ヶ池南平六二八九番一―ほか二十二筆、地積八千七百九十九・七五平方メートルを一億六千三百四万一千七百七十三円で取得することについて、地方自治法第九六条第一項第八号の規定により議会の議決を求めらるるものです。

市長から提出された議案は、「平成二十六年一般会計予算」など予算議案二十五件、「教育委員会委員の任命につき同意を求めること」の人事議案一件、「宿毛市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の制定」など条例議案一〇件、「宿毛市名誉市民の選定につき同意を求めること」などその他の議案三件の合計三十九議案であり、審議の結果、いずれも原案どおり可決されました。

また、最終日には議員から「市長の専決処分事項の指定」が提案され、原案どおり可決されました。

市政に対する一般質問は、十日から十二日までの三日間に十一人の議員が、また、十三日には議案に対する質疑が行われました。



◎工事請負契約の締結について

宿毛市総合運動公園陸上競技場改修工事を実施するにあたり、「長谷川体育施設株式会社四国営業所」と一億七千四百七十七万六千六百円で工事請負契約を締結することについて、地方自治法第九六条第一項第五号の規定により、議会の議決を求めるものです。

◎市長の専決処分事項の指定について

地方自治法第一八〇条第一項の規定により、「市が貸し付けした各種資金の償還に関する訴えの提起、和解及び調停」については、市長が議会に代わって処分できる事項として新たに指定しようとするものです。



提出された議案等

(定例会)

議案番号	件名	議決結果
第1号	宿毛市名誉市民の選定につき同意を求めることについて	同意
第2号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	同意
第3号	平成二十五年度宿毛市一般会計補正予算について	原案可決
第4号	平成二十五年度各特別会計(国民健康保険事業、へき地診療事業、定期船事業、特別養護老人ホーム、学校給食事業、下水道事業、国民宿舎運営事業、幡多西部介護認定審査会、介護保険事業、土地区画整理事業、後期高齢者医療)補正予算について	原案可決
第14号	平成二十六年度宿毛市一般会計予算について	原案可決
第15号	平成二十六年度各特別会計(国民健康保険事業、へき地診療事業、定期船事業、特別養護老人ホーム、学校給食事業、下水道事業、国民宿舎運営事業、幡多西部介護認定審査会、介護保険事業、土地区画整理事業、後期高齢者医療)及び水道事業会計予算について	原案可決
第16号	宿毛市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の制定について	原案可決
第27号	宿毛市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について	原案可決
第28号	宿毛市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	原案可決
第29号	宿毛市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について	原案可決
第30号	宿毛市社会教育審議会条例の一部を改正する条例について	原案可決
第31号	宿毛市立体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
第32号	宿毛市水道事業給水条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について	原案可決
第33号	宿毛市水道事業の利益及び資本剰余金の処分等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
第34号	宿毛市水道事業の利益及び資本剰余金の処分等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
第35号	宿毛市水道事業の利益及び資本剰余金の処分等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決

議案番号	件名	議決結果
第36号	財産の取得について	原案可決
第37号	宿毛市一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について	原案可決
第38号	宿毛市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	原案可決
第39号	工事請負契約の締結について	原案可決
第40号	市長の専決処分事項の指定について	原案可決

三月定例会日程

3月4日(火) 本会議

5日(水)	休会	開会、行政方針の表明
6日(木)	休会	議案上程、提案理由の説明
7日(金)	休会	議案等精査
8日(土)	休会	議案等精査
9日(日)	休会	議案等精査
10日(月)	本会議	一般質問
11日(火)	本会議	一般質問
12日(水)	本会議	一般質問
13日(木)	本会議	議案質疑
14日(金)	休会	委員会審査
15日(土)	休会	委員会審査
16日(日)	休会	委員会審査
17日(月)	休会	委員会審査
18日(火)	休会	委員会審査
19日(水)	休会	委員会審査
20日(木)	休会	委員会審査
21日(金)	休会	委員会審査
22日(土)	休会	委員会審査
23日(日)	休会	委員会審査
24日(月)	休会	委員会審査
25日(火)	休会	委員会報告、質疑
26日(水)	本会議	討論、表決、閉会

一

般

質

問

三月定例会の一般質問は、十日から十二日まで
の三日間に十一人の議員から市政全般について質
問がありました。

主な内容は、次のとおりです。



高倉 真弓 議員

少子化対策について

問 若い世代の出会いがない。
ワーキングプア等で若い世代
の経済力が弱く、結婚に結び
つかない。就職相談やスキル
を上げるための、行政の総合
的窓口、宿毛版若者サポート
ステーションの設置が必要で
はないか問う。

答 現在は、若者を直接サポ
ートする部署を設置していな
いが、福祉事務所や教育委員
会、生涯学習課等で相談体制
を確保しており、相談内容に
よっては、高知黒潮若者サポ

ートステーションと連携して
対応したいと思っている。宿
毛市で若者が働く場を確保す
ることが重要課題だ。若者が
定着し、結婚をされ、子ども
を産み育ててゆくためには、生
活基盤を確保すること、ここ
に力を入れた予算投下をして
いる。

問 育児の負担、子育てと仕
事の両立の難しさ、経済的理
由から、第二子、第三子の出
産を諦める社会情勢がある。
子育て支援金を支給しては
如何か問う。

答 現在、出産祝い金は支給
していない。支給している自
治体もあり、福島県矢祭町では、
第三子出産時に百万円、育成
奨励金として五十万円支給し
ているようである。

宿毛市においては、中学校
まで医療費の無料化を市単独
で実施、大きな評価をいただ

いているものと認識している。
少子化対策は、国策として
取り組むべき大きな課題であ
ると考えているので、ご提案
のような子育て支援対策につ
いては、市長会等、各種会議
を通じて国や県、市町村の三
者の連携が図られるような具
体的提案を考えている。

問 教育にはお金がかかり、経
済面の負担が高いことも、ま
た一つの少子化の理由になる
と思う。乳幼児期からの教育
改革、教育革命により、学力
の保障、充実を宿毛で完成す
れば、子育て世代の方から、ま
た、他市町村の方からも、子
どもの教育は宿毛でというこ
とになると思うが、教育長に
問う。

答 宿毛の子ども達の夢や志
をかなえるもとなる力を育
てることを目的に、学力向上、
基本的な生活習慣の確立、社会
性の育成の三つを柱に、キャ
リア教育を小・中学校で推進
している。地元への愛着や誇
りを持つことで、将来に対す
るビジョンの中に、地元で家
庭を築く人生観を育てること
となり、地域の少子化対策に
つながっていくのではないかと
考える。

公共施設の管理状況 について



山上 庄一 議員

問 片島公民館は、鉄骨屋外
階段が腐食し、建築基準法上
違法な状態である。公共機関
は、違法状態の改善は率先垂
範すべきで、適法にすべきだが、
今後、どのようにされるのか
問う。

答 避難階段の使用中止は承
知をしている。
今後の対応も含めて、片島
地区と協議を継続したい。
本市の建物の違法性につい
ては、調査をしなければいけ
ないと思っている。



空き家等の適正管理の条例について

問 空き家等の適正管理には、宿毛市の実情に即した条例の制定をするべきではないか問う。

答 空き家等への対応は、国の法制化がない状況では、条例を制定しても実行力に乏しく、問題の解決には至らないと判断し、廃棄物の処理及び清掃に関する条例を改正し、周囲の生活環境に悪影響を及ぼさないよう適正に管理することを明記し、所有者・管理者の管理責任を明確化した。

その後、国の制度を活用し、三月補正で一千万円計上し、住宅の除去等に要する費用を補助しようとしている。

市の交付要綱等は、作成中だが、補助限度額が百六十万円で、個人負担は五分の一以上となる。

この制度を活用し、老朽空き家等の除去を進めたい。

宿毛市のお宝の活用について

問 宿毛市のお宝の活用として、名誉市民である奥谷先生の絵

画を旧国民宿舎などを活用して常設展示し、また、先生を顕彰する賞を創設し、芸術コンペと芸術祭を開催してもよいのではないかと問う。

答 奥谷画伯の絵画の活用については、今年七月下旬から八月の一週間程度、市制六十年記念事業として、文教センター多目的ホールにて、展示会を実施する。これまでも、平成十五年に文教センター会館一〇周年記念事業や、先生の文化功労者顕彰など、節目となる年、またその後も、歴史館の特別展示室にて、年間を通じて展示を行い、作品を見ていただいている。

芸術祭については、宿毛市美術展覧会の会期の延長など、何らかの催しを行うことができないかを含めて検討したい。

人口減少防止対策について

問 宿毛市の人口減少防止対策について、現在の施策の体系は、少子化対策は方法論にすぎない状況であり、防災とともに、人口増加を目的とする施策の体系に改変してはどうか問う。

答 現在の人口の減少は、防災対策と同様、本市の最重要課題であり、今後も関係機関とも協力する中で、取り組みを強化したい。



中平 富宏 議員

正しい地図を活用した教育の推進について

問 子どもたちに日本地図を見て図形から日本を学んでもらうためにも、沖縄や小笠原諸島などの離島を切り離して隙間に貼り付けたような地図ではなく、正しい日本地図を使うべきではないか問う。

答 日本の全体図を子どもたちの目に触れる場所に掲示することで、日本の国土や位置関係について知識を、あるいは認識を深めることは大事なことであり、考えている。今後は学校内に掲示できる日本全図の配布について検討する。

宿毛市立小中学校再編計画について

問 以前の計画にはあった学校建築等計画表が添付されていない理由について問う。

答 現状において高台が確保できておらず、今後の高台整備状況など不確定な要素があり、現時点で具体的な計画を策定することが困難であった。

問 津波が予想される学校については適正規模を無視して統合をするのか問う。

答 学校施設は高台にあり避難の必要がない状況が、安全安心を確保する上では望ましいと考えている。例えば、大島小学校区内には学校が移転するのに望ましい適地はなく、高台移転を考えた場合には咸陽小学校との統合も含めて検討する必要があると考えている。

問 大島、咸陽小学校のある西部地域の高台整備をいつ、どこにするのか。それは誰が決めるのか問う。

答 用地取得については、教育委員会の意向、防災上の必

要性、財政的な問題等を総合的に判断をし、最終的には市長の権限で決定するものと考えている。

問 市長は、学校施設設置の最終決定権者としてこの計画をどのように進めて行くのか問う。

答 錦地区より以西にあたる地域を対象にした高台整備として小深浦地区に約六ヘクタールの計画を推進している。内訳は、給食センター、小中学校用地、保育園、防災用地を計画している。

保育園の統廃合について

問 保育園再編について、市長が「検討していく」と答弁してから六カ月が経過した。統合、高台移転などの現在の状況を問う。

答 現時点において小筑紫、みなみ、両保育園の旧田の浦小学校跡地への新築移転、並びに平成二十七年開園に向けた準備作業以外には、残念ながら、昨年の九月からの大きな進展はない。平成二十六

年度から具体的な方向性を検討していきたい。



松浦 英夫 議員

介護給付金の不正受給問題について

問 市民感覚としてある「不正の手段で給付金を受給したのであれば、当然返還を求めべきである」と考える」のは至極普通のことである。

大月町をはじめ四市町と事業者側との和解案を見れば、事業者側は介護給付金を不正に利得したものであるの支払いをする義務があることを認めており、併せて加算金についても返還を認めておる。しかし、宿毛市としては法的にこれ以上請求出来ないとするれば、なぜという市民の声に対して明確に説明すべきでないか問う。

答 市民の皆さんが、このことの内容についてまだまだ十

分納得していない方がおられることも承知をしている。関係の皆さんとも連携し、情報を得ながら市民に対してどのように説明をしていくか検討をしていく。

沖の島診療所の問題について

問 島民の説明会についての受け止め方は「決まったから仕方がないことである」との結論ありきの姿勢に対して、強い不満を募らせている。

島民の命に関わる、大変重要な事案について、たった一回の説明で十分説明し切れたのか、理解し切れたのか疑問に思うが今後も住民に説明をする用意はあるのか問う。

答 今後の説明会等の開催については、必要なら県の担当者出席を求め、直接住民の声を聞くことも必要と考える。また、新たな診療体制により発生する不具合やご意見、ご要望等をお聞きしていきたい。

問 島民の命と健康を守るうえで、医療体制を充実することとは大変重要な課題である。新たな体制となることを考えれば、

休日においても、看護師を配置するべきでないか市長の所見を問う。

答 沖の島診療所は看護師が二名という少数であり、交代勤務の頻度が高く、職員の負担も大きくなる。また、全体の職員数の確保とか、労使間に係る問題があり、現状では非常に厳しいと考える。

PM2.5の対策について

問 PM2.5が市民への健康被害に及ぼす影響は大変大きいものがある。PM2.5の濃度の測定体制並びに市民への的確な情報の発信体制について問う。

答 宿毛市単独での測量はしていないが、高知県からの注意喚起情報が出されると、学校や保育所への連絡報告体制は整っている。

問 お年寄りへ健康増進対策として施術に係る費用につ

はり、灸、指圧等の施術費用への補助制度について

ての補助制度を創設する考えはないか問う。

答 これらによる健康増進への効果、効用は否定しない。今後、他市町村の実施状況を勉強しながら研究していきたい。



山戸 寛 議員

電算システムについて

問 従来のシステムからクラウド型システムへの移行を行ったことよってどれだけの経費節減となっているか問う。

答 移行前と比較して年間九百八十三万三千円の節減となっている。

問 電算システムの使用料が年度を追って約五百四十万円程度の割合で増加しているが、この増加はいつごろ、いくらくらいで止まるのか問う。

答 平成二十五年度をもって全ての移行が完了したので、十六年度をもって一旦終了する。しかし、これら以外にも移行の必要なものがあり、引き続き検討していく。

問 電算関連経費は素人目には分かりにくい面がある。どのような形で経費の適正化の手段を講じているのか問う。

答 可能なかぎり多くの事業者から見積書などを収集することで経費の適正化に努めている。

木質バイオマス関連事業について

問 原材料の買い取り価格が、いまだに目鼻がつかずにいるが、どのような状況か問う。

答 価格は現在のところ定まっていないが、発電事業者と森林組合との調整を高知県が入って行うと聞いている。

問 幡多の林業に関する協議体の今後の協議について問う。

答 幡多流域林業活性化センターについては、事務局が宿

毛市森林組合へと変更となる。新しい事務局体制のもとで、木質バイオマスも含めて、広く地域全体の林業振興についての協議、取り組みが進められるものと考えている。

住民票の閲覧制限と本人通知制度について

問 住民票の閲覧制限の情報などのような形で庁内各課、各部署と共有されているのか問う。

答 市民課内の住民基本台帳システムに登録すると、各所に設置されているシステムにおいても確認できる仕様となっている。さらに関連部署への支援対象者の通知、取り扱いの注意点について市民課から周知している。

問 電話によるなりすましの問題。悪質なプロを相手に、どのように対処しているのか問う。

答 独自の対応マニュアルは作成していないが、個人情報保護の取り扱いについての研修も実施し、不正が疑われるような問い合わせについては、上司に相談、報告するなど、組

織として対応できるように取り組んでいる。

問 本人通知制度を導入している市町村からは戸籍や住民票はとるなど、不正取得で摘発されたグループ内部で申し合わせをしていたことが明らかとなっている。この本人通知制度の導入に向けた動きがどうなっているのか問う。

答 今後、制度の実施に向け、要綱等の制定について協議し、平成二十六年年度中の実施を目指して行きたい。



野々下 昌文 議員

萩原地区の高台造成について

問 防災拠点となる萩原地区の高台造成について現在の進捗状況を問う。

答 ボーリング調査は、一月末に完了し、現在は、用地測

量に入っており本年一月に契約を締結し、二十六年度夏の完了をめどに、造成予定地の権利者特定作業を、法務局所蔵の切り図による予備調査を行っている。

実施計画は、主要な施設の配置についてはほぼ完了しており、関係二地区の取り付け道の概略説明と路線測量が残っている。

後は、実施計画完了後、本年の秋をめどに土地の境界面定、地積測量を完了し、不動産鑑定評価を経た後、権利者に対する説明会を行い、土地建物に関する個別交渉に取り組む。

地域包括ケアシステムについて

問 ケアシステム構築に向けた地域支援事業の充実を図るための認知症対策について問う。

答 本市においても、六十五歳以上の三割が認知機能の低下を自覚しており、ケアマネへの調査では各介護度における認知症の割合が二割を占めていることから、認知症施策の必要性を強く認識している。

本市の取り組みとしては、認知の人と家族の集いを結成し、気持ちの分かち合いや、対応について勉強会を行い、正しく理解し、認知症の人や家族を支援する、認知症サポーター養成講座を二十六年度より市内六ヶ所程度で開催を予定しており、地域での支援者を増やしていく計画としている。

図書館運営について

問 雑誌の購入費をスポンサーに負担してもらい、代わりに最新号のカバーに広告を載せる雑誌スポンサー制度を取り入れてはどうか問う。

答 御提案の制度については、全国の公共図書館で雑誌コーナーの充実、サービス向上を目的に導入する傾向にある。制度を活用することで、その分の資料費をほかの資料の購入に充てることができるが、より多くの市民のニーズにお応えできる可能性があり、サービスの向上にもつながると思う。今制度の活用については検討していく。

問 市民や子供たちが本に親

しむ動機づけとなる取り組みとして、借りた本の履歴が、目に見える形で残る読書通帳の導入について問う。

答 読書通帳の導入については、自分で読んだ本を自身が通帳に記入し履歴を残すことで本を読む楽しみも増え、友人等に自分の本を紹介できるなど、読書推進にもつながると思われる。

全国的には多くの図書館が取り組んでおり、坂本図書館としても読書通帳の導入については、小学校、中学校との連携も含めて今後検討していく。





岡崎 利久 議員

中心市街地活性化計画の現状について

問 平成二十六年度の行政方針の表明を何度か読んだが、中心市街地に関する文字・言葉が全然出てこない。

答 平成二十四年度・平成二十五年度の行政方針の表明には、中心市街地の文章がある。今回、中心市街地に関する事が触れられていないが、市長の考えについて問う。

問 中心市街地活性化計画の策定については、平成二十六年度の行政方針に、言葉としては触れていないが、決して市街地の活性化の推進をしないということではない。

の活性化について、商業者みずからの実現性のある、具体的な提案がないことから、計画がなかなか煮詰まらない現実がある。

景観に配慮した道路整備など、市としてできることは取り組んでいるが、計画策定にはかなりの時間を要することから、今回の行政方針には、言葉としては触れていないけれども、今後の基本計画の策定を目指し、安全安心で、にぎわいのあるまちづくりの推進に努める。

問 真丁のアーケードについて、大分、老朽化も進んでいる。その周辺に住む市民の安全安心、地震が起こった時に倒壊して道路がふさがれてしまう可能性もある。市として何か対応が出来ないものか問う。

答 真丁のアーケードについては、昭和五十二年に設置してから、既に三十七年が経過しており、老朽化が進んでいる。このことは、真丁商店街振興組合としても懸念しており、現在、国の商店街まちづくり事業などの補助事業を活用し、アーケードの撤去等ができないか、協議をしている。今後、真丁商店街振興組合内で意見集約をし、事業を実施すると

なれば、市としては国等の補助事業を活用する中で、支援してまいりたい。



宿毛駅東地区土地地区画整理事業の保留地の処分について

問 保留地の賃貸について問う。

答 宿毛市としては、一年に満たない、短期的な賃貸、または常時、移動可能な建築物の設置は実際に行っているが、長期にわたる定期借地権等による賃貸契約については、相手方の事情や、予期できない事象による信用問題等、非常に高いリスクを伴うため、现阶段では、困難であると言わ

ざるを得ない。賃貸に関しては、短期限定とし、当面は価格見直しによる早期処分を優先していく。



浦尻 和伸 議員

五年後、十年後の宿毛市について

問 五年後、十年後の宿毛市の為に、宿毛市の経済状況や予算執行、各課の問題点などを共有するために、四半期に一回、市長を中心として全課長による庁議を開催すべきではないか問う。

答 時間をかけた論議は必要ではないかと思っている。幹部の中で話しを進めていきたいと思っている。

山林の調査について

問 早急な地籍調査の実施に

ついて、森林の境界を確認できる者が高齢化し、境界確認のままならない状態である。少しでも境界確認ができる者が存在している現在、早急な地籍調査が必要である。

森林管理制度を利用し都会に住んでいても、宿毛市に帰れば、自分の所有林の所在、面積、樹齢が分かる仕組みを作るべきではないか問う。

津波浸水地域の調査について

問 大島から小筑紫町栄までは国土調査の計画がない津波浸水地域であるが、国土調査をしていないと、もし災害があつても、大島、小筑紫町は、災害復旧工事ができない。他の市町村のように、早くすべきではないか問う。

答 大島、松田川河口から南は国土調査をやっていないので、ぜひとも、そういう方向に向けて、舵を切っていかなければいけないと思っている。

危機管理課の防災センターへの移設について

問 前回、危機管理課は総務課の中におかず、防災センターに設置すべきでないかとの質問に対して、防災行政無線のデジタル化に移行するタイミングで検討する答弁をいただいた。今回、デジタル化になるため、市長の考えを問う。

答 昨年の三月議会的一般質問でお答えしたとおり、防災行政無線をデジタル化に移行するタイミングで検討したいと思っている。

宿毛市の住宅建設に対する助成について

問 今、若者たちは、家を建てるのは津波の心配がない高台に家を建てている。今回調べたところ他の市町村では、地元の産材を使用する率によって、助成事業があるのに、なぜ宿毛市にはないのか。また、これから助成する気はないのか問う。

答 私としても、今後の林業の振興という点から考えても、他の施策と合わせて実施した

いという気持ちは持っているが、もう少し時間をいただいで検討してまいりたい。



寺田 公一 議員

奥谷博絵画展について

問 宿毛市政六十周年記念事業の一環で奥谷先生の絵画展を開催すると聞くが、どんな形で開催するのか、また、奥谷先生の母校の宿毛高校も、創立七十周年記念事業を十一月一日に開催する予定だが、同時開催はできないか問う。

答 実施日については七月下旬から八月上旬の期間のうちで一週間程度を考えており、現在、宿毛市が所蔵している二十四点の絵画を、多目的ホールに展示したいと考えている。宿毛高校の記念式典の時期に、同様の展示を実施することは困難と考えるが、今後、どんな形で連携できるのか、

詰めた中で協力していきたい。

消防団員の処遇改善について

問 消防団員の報酬及び出勤手当の現状と近隣市町村との比較はどのようになっているのか。また、地方公務員の消防団への加入促進についての考えを問う。

答 報酬については、県内二十六団体すべて年額としており、宿毛市の平均報酬額は県内で上位から七番目の七万五千七百一十円となっている。出動手当を支給していない団体は、宿毛市をはじめ四団体あるが本市としては、年額報酬に反映していると考えている。

総務省消防庁から、地方公務員の消防団への加入促進について通知がなされているが、現時点で四百九十八名の条例定数を満たしているので、市職員を消防団員に入団させることについては、考えていない。

フルマラソン実施への取り組みについて

問 色々な問題があるとして、

フルマラソンの中止を表明してから二年がたつ。昨年末には、フルマラソン実施の決断をしたというが、問題の解決策は見つかったのか問う。

答 二月末に、市民総参加型のフルマラソン大会を目指して、市内二十一の団体に参加をいただき、大会の準備委員会を発足した。

課題の一つであった運営体制については、参加団体を中心に業務分担し、責任をもって運営に携わっていく形としている。

職員組合との話し合いはしていないが、大きな課題であった開催時期と組織体制について改善していく方向性が出たので、生涯学習課を中心に準備をしている。

今後、実行委員会組織を立ち上げた後、具体的な実施内容を検討して予算化を図っていく。

宿毛小学校の高台移転について

問 萩原への高台移転について、進入路の問題で作業が遅れているようだが、今後の計画を問う。

答 取り付け道路等のことで、大きく問題が発生しているわけではなく、その設計等について様々な意見が出ている状況で、一体的な形で早急に取り組んでいる。



濱田 陸紀 議員

肺炎球菌の予防対策について

問 十二月の議会終了後、ある病院で高齢の女性の方から「肺炎の予防注射に半額の助成は出来ないか」と聞かれたので、電話で市に確認すると、宿毛市では肺炎球菌の補助はありませんとのことでした。そして二月の終わりにその女性が私の店に見えられたので、担当課に電話したところ、当初予算に計上するとの話を聞き、それを伝えると、大変喜ばれ、年を取ると物忘れがひどく、補助金が出ることを忘れてしまっているので、何か良い周知方法を考えてくださいと言われました。

た。何か良い周知方法はないか問う。

答 来年度より新規で実施する高齢者肺炎球菌ワクチン接種助成事業の市民への周知方法としては、広報すくもへの掲載、地区の回覧文書、病院にポスター掲示、保健師の訪問活動などを通じて、多くの方へ周知を図っていく。

誤嚥肺炎予防方法の周知について

問 多くの肺炎が細菌やウイルスによって発症するのに対し、誤嚥肺炎は、異物を飲み込むときに起こる。歳を取ると体力が劣り、異物を気管の外に出すことが出来ず死に直結する。そこで宿毛市の広報に、食べる前に唾液を二、三度のみ込むとか、食事後直に横にならないとか、誤嚥性肺炎の予防のため注意する事などを掲載する健康覧コーナーを作っている。どうか問う。

答 これまでにも、広報すくもには、予防接種や認知症の早期発見など、健康に関する情報を掲載している。

今後、病気予防に関する

記事や高齢者に関心のある情報の提供に努める。

津波に強い学校整備に向けた文科省の指針改定について

問 文科省の有識者会議報告書が二月二十八日の各新聞に掲載されていた。それには、校舎屋上に浸水する恐れがあり、近くには避難する高台やビルがない学校については、高台移転や校舎の高層化が必要であるとの考えがあるが、そのことについてどのように考えているか問う。

答 そのことについては、私もそのとおりでないと考えている。

問 地域住民、特にお年寄りの方が望んでいるのは、高台まではよう逃げない、学校までたどり着ければ、手を差し伸べてもらえる。高台はスロップが厳しい。そこを考えるとほしいということが希望であるが、どのように考えているのか問う。

答 学校を避難場所として整備するということはしていない。

それは、近くに高台があるからである。



浅木 敏 議員

国民健康保険について

問 国保税が高すぎて払えない人が増えている。宿毛市も他の市町村のように一般会計から繰り入れてでも、これ以上引き上げないことを求める。資格証明書は発行すべきではない。また、全国的に差し押さえ禁止財産まで差し押さえる、住民との間で裁判沙汰の紛争を引き起こしている。宿毛市では市民とのトラブルを発生させないためにどうするのか問う。

答 国保会計の赤字補填のため安易に一般会計からの繰り入れは適当ではない。国保の税率については、今後の状況などを踏まえ、税制改正も視野に入れ、国の動向を見ながら

ら検討を重ねていく必要がある。資格証明書は、被保険者間の公平性を保つためにも、今後とも発行が必要と考えている。滞納者への差し押さえについては、国税徴収法の規定を遵守し、法律で差し押さえが禁止されているものは除いて行っている。違法な差し押さえは行っていない。

みなし寡婦(夫)控除の適用について

問 死別や離婚でひとり親が子育てをしている家庭は、所得税法上の寡婦控除が受けられ、連動して保育料や公営住宅料等の公的負担が軽減され助かっている。しかし、婚姻のないひとり親家庭は、対象外となっていて。いまま多くの自治体が婚姻のないひとり親も「みなし寡婦」と定義し、自治体が徴収する保育料、給食費などの公的負担金を減額している。宿毛市でもみなし寡婦控除を適用し、未婚の親子家庭を支援することを求める。

答 結婚の有無により寡婦(夫)の控除の適用が異なっており、格差が生じている現状については、適正に対応すべきである。今後、

他の市町村の状況も勘案する中で慎重に検討してまいりたい。

児童虐待について

問 悲惨な児童虐待が一九九九年比で、約七倍にも増えている。子どもの人権を守り、わが国の健全な担い手を育てるためにも虐待防止対策は極めて重要である。宿毛市での虐待把握の現状と対策を問う。

答 虐待は子どもに対する重大な人権侵害と認識している。宿毛市でも虐待数が毎年二十人を超えている。対策としては住民一人ひとりに通報者になってもらう取り組みや、行政各部署を含む全二十一機関で構成する、要保護児童対策地域協議会を結成し、虐待の早期発見及び支援体制の強化につなげている。

学校でも毎年虐待を二、七件把握している。対策は子どもとの個人面談の実施、教師による家庭訪問、スクールソーシャルワーカー事業などを活用し児童生徒や保護者の支援に取り組んでいる。

第一回臨時会の概要

第一回臨時会が二月十八日に開催され、補正予算議案一件が審議されました。

補正予算議案は一般会計予算を総額で一億四千四百六十二万五千円を増額しようとするものです。

主な内容は昨年十二月定例会において予算議決をした宿毛市総合運動公園陸上競技場の改修について、事業内容を拡大し国の補正予算で補助対象となる旨の内示がありましたので、本年八月に陸上競技場で予定されている「全国高等学校体育大会陸上競技会」に間に合わせるべく公園費に二億二千万円の予算を計上し、社会体育費を五千七百三十六万二千円減額しようとするものです。また、事業増により財源が不足する「宿毛湾港大型船舶誘致促進補助金」を十六万七千円、文教センターの光熱費を百八十万円増額しようとするものです。審議の結果、全会一致をもって可決することに決しました。



人事案件

平成二十六年第一回定例会において、次の人事議案を全会一致をもって同意しました。

○教育委員の選任

名倉寛文(なぐら ひろふみ)氏(新任)

●議会を傍聴しませんか…

本会議の傍聴は、どなたでもできます。

次の定例会は6月上旬の予定です。詳しくは、

議会事務局までお問い合わせ下さい。(☎63-2907)

なお、委員会の傍聴をご希望の方は事前に議会事務局までお申し出下さい。



★会議録の 閲覧を★

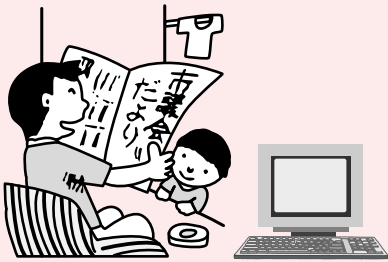
市議会だよりは紙面の都合で発言の一部しか掲載していません。

詳しくは「会議録」をご覧ください。

三月定例会の会議録は六月上旬にできる予定です。

なお、過去の会議録は市立坂本図書館及び各支所で閲覧できるほか、市庁舎ロビー及び坂本図書館並びに沖の島支所の来客者用パソコンで会議録検索システムがご利用できます。

また、議会開会中は宿毛市のホームページとスマートフォンテレビで映像中継しているほか、ホームページでは過去の議会映像も配信しています。



〈編集後記〉

青葉が清々しい季節になりました。

第一回定例会では、平成二十六年度予算議案、条例議案など、全四十件、原案どおり可決されました。

また、十一人が一般質問に立ち、防災、教育、産業福祉関係、今後の市政の方向など、多岐にわたる内容でした。

今後もしもご意見を賜り、議会並びに議員一人ひとりの活動に生かしてまいりますので、宜しくお願いたします。皆様ご健勝でありますようご祈念申し上げます。

編集委員

- 高倉真弓
- 野々下昌文
- 松浦英夫
- 中平富宏
- 西郷典生